

株式会社四ツ葉ドレス

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 3年 7月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、勤続年数自体は短い

課題2： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

3. 目標

- 平均残業時間を月10時間未満とする。
- 全ての部署で労働時間を選択できるようにする。

4. 取組内容と実施時期

取組1： 土曜日をノー残業デーとする。

- 令和 3年 7月～ 残業不要な生産計画を立て、受注する。
- 令和 3年 7月～ 終業時間になったら消灯し、施錠を行う。
- 令和 3年 10月～ 平均残業時間を確認する。

取組2： 短時間勤務でも実施可能な作業を洗い出す。

- 令和 3年 7月～ 各作業を1つずつ切り離し、5時間だけの作業をした場合にどのような問題が発生するか確認する。
- 令和 3年 9月～ 短時間で問題のなかった作業をパートタイム労働者に割り当てる。もしくは複数の短時間作業をフルタイム労働者に割り当てる。
- 令和 3年 12月～ 実施前と後で生産性が下がっていないか確認する。

取組3： 短時間勤務者の就業後、カバーに入れる人材を育成する。

- 令和 3年 7月～ 遅れが出る作業者の遅れの原因を突き止め、遅れが出ないように訓練を行う。また、遅れない作業者には担当と異なる作業の教育訓練を行う。
- 令和 3年 10月～ 作業の遅れをカバーしてきた作業者は15時以降、短時間勤務者の作業を行う。もしくは子育て中や介護中で休みの多い作業者の手伝いを集中して行う。
- 令和 4年 3月～ 生産の流れが滞っていないか確認する。生産性が下がっていないか確認する。

